

新型コロナウイルス感染症の影響により 町税等の納付が困難な方への猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税等の納付が困難な方について支払い猶予制度があります。下記項目に関する支払い猶予に関する申請方法については、それぞれ所管する業務担当課までお問合せください。なお、郵送による届出が可能な場合もありますので、希望する方はお問合せください。

【お問合せ先】

項目	担当課	電話番号
町税 国民健康保険税	税務課	0736-56-3000（代表）
国民年金	総務課	0736-56-3000（代表）
介護保険料 後期高齢者医療保険料	福祉保健課	0736-56-2933（直通）
町営住宅使用料等	建設課	0736-56-2934（直通）
水道料金及び下水道使用料 生活排水使用料 農業集落排水使用料	生活環境課 富貴支所	0736-56-3760（直通） 0736-53-2301（直通）